

徳島県告示第九十六号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）第十一条第二項の規定に基づき、徳島県立総合福祉センターの利用料金の額を次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 施設の利用料金の額

区 分	利用料金の額		
	午前 〔午前九時から 正午まで〕	午後 〔午後一時から 午後五時まで〕	夜 間 〔午後六時から 午後九時まで〕
一〇二会議室	一、六七〇円	二、五〇〇円	二、〇七〇円
一〇二会議室（和室）	一、五六〇円	二、〇八〇円	一、六九〇円
二〇二会議室	九三〇円	一、四五〇円	一、二二〇円
二〇二会議室	九三〇円	一、三五〇円	一、一一〇円
二〇三会議室	一、四五〇円	二、〇八〇円	一、七八〇円
二〇四会議室（和室）	一、三五〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円
二〇五会議室（和室）	一、三五〇円	一、六七〇円	一、四〇〇円
三〇一会議室	一、九八〇円	二、八二〇円	二、四三〇円
四〇一会議室	五、〇二〇円	六、七〇〇円	五、四六〇円
四〇二会議室	一、四五〇円	二、〇八〇円	一、七八〇円
五〇一会議室（和室）	一、七七〇円	二、三〇〇円	一、八七〇円
視聴覚室	三、一三〇円	四、四〇〇円	三、五七〇円
ホール	一四、七六〇円	一九、六八〇円	一六、二〇〇円

備考

1 午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

2 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二 用具の利用料金の額

区分	単位	利用料金の額		
		午前 午前九時 から正午 まで	午後 午後一時 から午後 五時まで	夜間 午後六時 から午後 九時まで
マイク	一本	五〇〇円	五〇〇円	二五〇円
ワイヤレスマイク	一本	一、三五〇円	一、三五〇円	六七〇円
パーソナルコンピュータ	一台	七七〇円	七七〇円	三八〇円
ビデオプロジェクタ	一台	一、一六〇円	一、一六〇円	五八〇円
ウェブカメラ	一台	一四〇円	一四〇円	七〇円

備考 営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

三 適用開始年月日

令和五年四月一日